

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改08)
提出年月日	2023年12月6日

島根原子力発電所2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

【65-1-1, 65-1-2, 65-3-1, 65-5-3,
65-11-1, 65-11-2, 65-13-1,
65-19-1 抜粋】

2023年12月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>表 66-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>66-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4チャンネル	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル	手動	2チャンネル※3	<p>表 65-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2チャンネル※4	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4	<p>TS-25 65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要）
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数																							
原子炉圧力高	4チャンネル																							
原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル																							
手動	2チャンネル※3																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2チャンネル※4																							
原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4																							
<p>表 66-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>66-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	原子炉圧力高	2チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4	<p>表 65-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2チャンネル※4	原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4	<p>TS-25 65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要） 		
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																							
原子炉圧力高	2チャンネル※3																							
原子炉水位異常低（レベル2）	2チャンネル※4																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2チャンネル※4																							
原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4																							
<p>表 66-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>66-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4チャンネル	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル	手動	2チャンネル※3	<p>表 65-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2チャンネル※4	原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4	<p>TS-25 65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要）
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数																							
原子炉圧力高	4チャンネル																							
原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル																							
手動	2チャンネル※3																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2チャンネル※4																							
原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4																							
<p>表 66-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>66-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>4チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4チャンネル	原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル	手動	2チャンネル※3	<p>表 65-1-1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L2）</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2チャンネル※4	原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4	<p>TS-25 65-1-1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネル必要）
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数																							
原子炉圧力高	4チャンネル																							
原子炉水位異常低（L2）	4チャンネル																							
手動	2チャンネル※3																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能なこと※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2チャンネル※4																							
原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル※4																							

※1：A系およびB系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。

※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出

※1：A系およびB系のA R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。

※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリッ

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																													
<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>	<p>力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。 ※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。 ※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系およびB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要） 																																													
(2) 確認事項																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※4。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.35MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※7。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>発電課長 計測制御 課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※7。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転 価値GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.48MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 計測 制御GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.41MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1箇月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 課長 (計装)</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)	
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長																																												
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示に※5。より確認する※7。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長																																												
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM																																												
2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM																																												
要素	設定値	項目	頻度	担当																																												
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)																																												
2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)																																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考						
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※5} 。 1. 216 cm以上（圧力容器レベルより） 2) 計測制御課長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 1. 165 cm以上（圧力容器レベルより） 2) 計測制御GM	1ヶ月に1回	当直長	1箇月に1回	当直長						
4. 手動	論理回路機能を確認する ^{※7} 。 論理回路機能を確認する ^{※7} 。 1	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 1	定事検停止時	運転評価GM	定事検停止時	課長（計装）						
<p>※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合	A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 又は 手動A R I が動作不能の場合	A 1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 及び A 2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										
3. 原子炉水位低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 112cm以下以上（気水分離器下端より） 3. 原子炉水位低（L2） 4. 手動A R I	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 1	1ヶ月に1回	当直長	1箇月に1回	当直長						
4. 手動A R I	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 1	論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 1	定事検停止時	課長（計装）	定事検停止時	課長（計装）						
<p>※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.発電課長は、高温停止にする。	24時間	B.条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.当直長は、高温停止にする。	24時間	
※8：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）およびほう酸水注入系をいう。	※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）については至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※10：A TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、 自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。	※10：A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 自動減圧系トリップスイッチ、代替自動減圧阻止スイッチおよびほう酸水注入系をいう。	※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧系トリップスイッチ、代替自動減圧阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 【女川との相違】 ・女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	65-1-2	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	TS-25 65-1-2 A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1}	A T W S緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	A T W S緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	
適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理 ^{※3} 毎）	
運転起動	原子炉圧力高	運転起動	原子炉圧力高	【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要）
	原子炉水位異常低（L2）		原子炉水位低（レベル3）	
	手動		原子炉水位異常低（レベル2）	
2チャンネル ^{※2}	4チャンネル	2チャンネル ^{※3}	2チャンネル ^{※4}	
2チャンネル ^{※2}	4チャンネル	2チャンネル ^{※3}	2チャンネル ^{※4}	【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。 【女川との相違】 ・島根は、「手動」と「遮断器動作」を合わせて一つの要素として

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	要素	適用される原子炉の状態	要素	所要数
運転 起動	代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器	運転 起動	RIP-ASD手動停止	運転 起動	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器 手動動作	2 ^{※5}
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>						
<p>※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p>						
<p>※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。</p> <p>※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該システム・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系2個のうち1個、B系2個のうち1個の計2個をいう。</p>						
<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替原子炉再循環ポンプトリップ機能の動作条件が二重の1 out of 2であり、論理全体を動作させるために2チャンネル必要） 						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
(2) 確認事項					(2) 確認事項					(2) 確認事項					
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検 停止時	計測制御 課長	1. 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	運転評価 GM	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。 チャンネル校正を実施する※5。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1箇月に1回	当直長	
		論理回路機能を確認する※6。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	計測制御 GM			論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)	
					3. 原子炉水位低（レベル3）	1, 285cm以上（圧力容器レベルより）	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長						
							論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	計測制御 GM						

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉			備考
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉水位低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※7} 。	1箇月に1回	当直長
	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	1ヶ月に1回	当直長		原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※7} 。	1箇月に1回	
4. 手動	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	定事検停止時	計測制御課長	4. 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチ	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※8} 。	定事検停止時	課長（計装）
	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	定事検停止時	計測制御課長		原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※9} 。	定事検停止時	

【柏崎刈羽との相違】
 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違

※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が開放することを確認することという。

※4：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※5：「チャネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。

※6：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、RIP-AS Dが停止することを確認することという。

※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※7：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。

※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作することを認することという。

※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。

※8：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。

※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は R I P - A S D による停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※7：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※10：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※11：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 6.6-3-1	女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.6-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	表 6.5-3-1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	TS-25 6.5-3-1 代替自動減圧機能
項目	項目	項目	項目	
運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限	
代替自動減圧機能が動作可能であること※1	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態	
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	運転 起動 高温停止	【島根固有】 ・回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の動作条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネルネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要）
要素	要素	要素	要素	
原子炉水位異常低(L1)※2 原子炉水位低(L3) 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	代替自動減圧機能論理回路 原子炉水位異常低(レベル1)※2 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	代替自動減圧機能論理回路 原子炉水位異常低(レベル1)※2	原子炉水位低(L1)※3	
動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	動作可能であるべき要素数・チャンネル数（論理毎）	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	
2チャンネル	2チャンネル	1系※3 2チャンネル※4	2※4	
1チャンネル	1チャンネル	1チャンネル※5	1※5	
※4	※4	1系※6		
自動減圧系動作阻止機能	自動減圧系動作阻止機能	自動減圧系の起動阻止スイッチ		【女川との相違】 ・女川は、原子炉水位異常低(L1)計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低(L3)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考										
		<table border="1" data-bbox="1501 448 1871 1240"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動^{※2} 高温停止^{※2}</td> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1^{※6}</td> </tr> <tr> <td>自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td>2^{※7}</td> </tr> <tr> <td>代替自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数	運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路	1 ^{※6}	自動減圧起動阻止スイッチ	2 ^{※7}	代替自動減圧起動阻止スイッチ	1	<p>も要素としている。</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために1チャンネル、B系の論理を作動させるために1チャンネル必要） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮し
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数											
運転 起動 ^{※2} 高温停止 ^{※2}	代替自動減圧機能論理回路	1 ^{※6}											
	自動減圧起動阻止スイッチ	2 ^{※7}											
	代替自動減圧起動阻止スイッチ	1											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出し、誤動作を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出し、誤動作を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p>	<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：代替自動減圧系A系においては、チャンネルAおよびチャンネルCの2チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、チャンネルBおよびチャンネルDの2チャンネルをいう。</p> <p>※5：代替自動減圧系A系においては、残留熱除去系A系および低圧炉心スプレイス系のうち1チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、残留熱除去系B系および残留熱除去系C系のうち1チャンネルをいう。</p>	<p>で、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低およびRRポンプ吐出力高の要素は「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違（島根は、代替自動減圧機能の動作条件がAND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネル必要） 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考			
<p>※4：「66-1-3 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。</p>									
<p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p>									
<p>※6：A系またはB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。 ※7：A系およびB系の自動減圧起動阻止スイッチをいう。</p>									
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 									
<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動信号発生防止のため原子炉水位低（L3）も要素としている。 									
<p>(2) 確認事項</p>									
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当
1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※7。	定事検 停止時	運転評価GM	1. 代替自動減圧機能	—	機能を確認する※8。	定事検 停止時	課長 (計装)
2. 原子炉水位異常低（L1）	947cm以上※6 (圧力容器 器零レベル より)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉水位低（L1）	381cm 下方以上※9 (気水分離器下端より)	原子炉の状態が運転、起動※10および高温停止※10において動作不能でないことを指示により確認する※11。 チャンネル校正を実施する※12。	1箇月に1回	当直長
3. 原子炉水位低（L3）	1,344cm以上※6 (圧力容器 器零レベル より)	原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上※6の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。	1ヶ月に1回	発電課長	論理回路機能を確認する※13。	—	論理回路機能を確認する※13。	定事検 停止時	課長 (計装)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	1ヶ月 に 1回	計測制 御課長	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	1ヶ月 に1回	当直長
4. 低圧炉 心ス レイ ポン プ 出口 圧 力高	0.98 MPa[gage] ^{※6※10}	定事検 停止時	計測制 御課長	3. 残留熱 除去系 ポン プ 運 転	1箇月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	1ヶ月 に 1回	計測制 御課長	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	1ヶ月 に1回	当直長
5. 残留熱 除去系 ポン プ 出口 圧 力高	0.69 MPa[gage] ^{※6※10}	定事検 停止時	計測制 御課長	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	1ヶ月 に 1回	計測制 御課長	原子炉の状態が運 転、起動および高温停 止（原子炉圧力が 1.03MPa[gage] 以上の場合）におい て、動作不能でない ことを指示により 確認する ^{※9} 。	1ヶ月 に1回	当直長
4. 低圧炉 心ス レイ ポン プ 運 転	0.94 MPa[gage] ^{※8}	定事検 停止時	運転評 価GM	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	1ヶ月 に1回	当直長
論理回路機能を確 認する ^{※9} 。	原子炉の状態が運 転、起動および高温 停止（原子炉圧力が 0.77MPa[gage]以上 の場合）において、 動作不能でないこ とを指示により確 認する ^{※7} 。	1ヶ月 に 1回	計測制 御課長	論理回路機能を確 認する ^{※13} 。	定事検 停止時	課長 (計装)
【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐 出圧力計をポンプ下 流の逆止弁後段に設 置しており、ポンプ 起動後に異常停止し ても、残圧によりポ ンプ運転状態を正確 に判別することがで きない可能性がある ことから、吐出圧力 ではなくポンプの遮 断器閉を条件に設定 ・島根は、ポンプの遮 断器閉を条件に設定 していることから手 ヤネル校正は記載 していない。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 始動タイム	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。	4. 始動タイム	10分以下	チャンネル校正を実施する ^{※10} 。	5. 始動タイム	10分以下	論理回路機能を確認する ^{※13※14} 。	【島根固有】 ・島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。
		計測制御課長	5. 自動減圧系の起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確認する ^{※11} 。	6. 自動減圧起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
		定事検査停止時	7. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	7. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	—	論理回路機能を確認する ^{※13} 。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
		定事検査停止時	※5：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することを確認することという。	※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。	※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。	※8：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。	※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※9：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
		定事検査停止時	※6：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。	※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。	※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※9：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。	※12：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
		定事検査停止時	※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	※12：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。	※13：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系）の起動阻止スイッチについて、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
		計測制御課長	※8：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※10：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※13：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	※9：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	※12：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。	※14：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表記、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していません。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	<p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足していません。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位異常低（レベル1）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプ吐圧</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了</td> <td>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位異常低（レベル1）				3. 残留熱除去系ポンプ吐圧				4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間	<p>※14：始動タイムについては、論理回路機能の確認に併せて時間測定を実施する。</p> <p>（3）要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替自動減圧機能論理回路</td> <td>A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉水位低（L1）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 残留熱除去系ポンプ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 始動タイム</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要素	条件	要求される措置	完了時間	1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	2. 原子炉水位低（L1）				3. 残留熱除去系ポンプ				4. 始動タイム				<p>設置</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、始動タイムについては論理回路内に設置していることから、論理回路機能の確認に併せて実施する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができな可能性があることから、吐出圧力遮断器閉を条件に設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止し
条件	要求される措置	完了時間																																															
A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該所ヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																															
要素	条件	要求される措置	完了時間																																														
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能な所要数はヤンネル数を満足できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※13が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																														
2. 原子炉水位異常低（レベル1）																																																	
3. 残留熱除去系ポンプ吐圧																																																	
4. 始動タイム	B. 条件Aで要求される措置を完了	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び	24時間																																														
要素	条件	要求される措置	完了時間																																														
1. 代替自動減圧機能論理回路	A. 動作可能なヤンネル数を満足できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該所要数はヤンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間																																														
2. 原子炉水位低（L1）																																																	
3. 残留熱除去系ポンプ																																																	
4. 始動タイム																																																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	了時間内に達成できない場合	B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78 MPa[gage]未満にする。	でも、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定
5. 自動減圧系起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	5. 自動減圧系起動阻止スイッチ 6. 代替自動減圧系起動阻止スイッチ	A. 動作可能であるべき所要数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※17が動作可能であることを確認する※16。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78MPa[gage]未満にする。	【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧系起動阻止スイッチおよび代替自動減圧系起動阻止スイッチをそれぞれ設置
※11：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。	※13：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。	※15：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※16：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※17：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-5-4	原子炉補機代替冷却水系	66-5-4	原子炉補機代替冷却系	TS-25 65-5-3 原子炉補機代替冷却系
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却水系 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}	原子炉補機代替冷却系	原子炉補機代替冷却系 ^{※1} が動作可能であること ^{※2※3}	
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	大容量送水ポンプ（タイプI）	運転	大容量送水ポンプ車	1台×2 ^{※4}
起動	熱交換器ユニット	起動	移動式代替熱交換設備	1式×2 ^{※4※5}
高温停止		高温停止		
低温停止		低温停止	常設代替交流電源設備	※6
燃料交換	燃料補給設備	燃料交換	燃料補給設備	※7
			代替所内電気設備	※8
※1：1系列とは、熱交換器ユニット1台およびホースをいう。		※1：1系列とは、大容量送水車（熱交換器ユニット用）1台、熱交換器ユニット1式及びホースをいう。		
※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系 ^{※8} のA系およびB系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁、電動弁および接続口を含む。		※2：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための原子炉補機冷却水系のI系およびII系のループ配管、残留熱除去系熱交換器、サージタンク、主要配管上の手動弁、電動弁および接続口を含む。また、ホース敷設に必要となる資材材 ^{※9} である大型ホース展張車(300A)およびホース運搬車を含む。		【島根固有】 ・島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、大型ホース展張車(300A)およびホース運搬車に運転上の制限を設定するため、注記※2に追記
なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、A系およびB系の計2系列、原子炉の状態が低温停止および燃料交換においては、A系またはB系どちらか1系列とする。		なお、動作可能であるべき原子炉補機冷却水系（接続口含む）は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においては、I系およびII系の計2系列、原子炉の状態が低温停止および燃料交換においては、I系またはII系どちらか1系列とする。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※3：「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。</p>			<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応する。
<p>※8：原子炉補機冷却水系のA系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、「66-5-5 代替循環冷却系」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却系のB系の冷却ラインは、「66-5-5 代替循環冷却系」と兼ねる。 動作不能時は、運転上の制限も確認する。</p>	<p>※3：原子炉補機冷却系のII系の冷却ラインは、<u>第65条（65-5-4 残留熱代替除去系）</u>を兼ねる。 動作不能時は、<u>運転上の制限も確認する。</u></p>	<p>（比較のため女川注記を前後させている）</p>
<p>また、当該系統が動作不能時は、「第52条 原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>また、当該系統が動作不能時は、「第52条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系」及び「第53条 非常用ディゼル発電設備冷却系」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>また、当該系統が動作不能時は、<u>第52条（原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系）</u>の運転上の制限も確認する。</p>	
<p>※4：熱交換器ユニットは、第1保管エリアおよび第3保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</p>	<p>※4：大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び熱交換器ユニットは、荒浜側及び大湊側に1セットずつ分散配置されていること。</p>	<p>※4：<u>大型送水ポンプ車および移動式代替熱交換設備は、第1保管エリアおよび第4保管エリアに1セットずつ分散配置されていること。</u></p>	
<p>※5：淡水ポンプおよび除熱ヘッドを含む。</p>	<p>※5：代替原子炉補機冷却水ポンプを含む。</p>	<p>※5：<u>移動式代替熱交換設備淡水ポンプを含む。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して受電するため、可搬型代替交流電源設備は不要
<p>※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※6：<u>第65条（65-12-1 常設代替交流電源設備）</u>において運転上の制限等を定める。</p>	
<p>※7：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※8：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※7：<u>第65条（65-12-6 燃料補給設備）</u>において運転上の制限等を定める。</p>	
	<p>※8：第65条（65-12-5 代替所内電気設備）において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※8：<u>第65条（65-12-5 代替所内電気設備）</u>において運転上の制限等を定める。</p>	
	<p>※9：ホース敷設に必要となる資機材が機能喪失した場合は、原子炉補機代替冷却系2系列を動作不能とみなす。</p>	<p>※9：<u>ホース敷設に必要となる資機材が機能喪失した場合は、原子炉補機代替冷却系2系列を動作不能とみなす。</u></p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホース敷設に必要となる資機材が機能喪失した場合の要求される措置について明記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していること ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。	2年に1回	1. 移動式代替熱交換設備の移動式代替熱交換設備淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が 600m ³ /h 以上で揚程が 55m 以上。	2年に1回	課長 (原子炉)
2. 熱交換器ユニット (P27-D1000, D5000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。	2年に1回	2. 大型送水ポンプ車の流量および吐出圧力が以下を満足していることを確認する。 ・流量が 780m ³ /h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上。 ・流量が \square m ³ /h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上。	1年に1回	課長 (タービン)
3. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が \square m ³ /h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上であることを確認する。	1年に1回	3. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回 ※10	当直長
4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	4. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用冷却水供給側分離弁 (A), RCW常用冷却水供給側分離弁 (B), RCW常用冷却水戻り側分離弁 (A), RCW常用冷却水戻り側分離弁 (B), RCW代替冷却水不要負荷分離弁 (A), およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		当直長
1. 熱交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。	2年に1回	1. 熱交換器ユニット (P27-D2000, D3000, D4000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が 650 m ³ /h 以上で揚程が 6.5 m 以上。 ・流量が 680 m ³ /h 以上で揚程が 6.6 m 以上。 ・流量が 700 m ³ /h 以上で揚程が 6.3 m 以上。	2年に1回	原子炉 GM
2. 熱交換器ユニット (P27-D1000, D5000) の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることとを確認する。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。 ・流量が \square m ³ /h 以上で揚程が \square m 以上。	2年に1回	2. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が \square m ³ /h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉 GM
3. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が \square m ³ /h 以上で吐出圧力が \square MPa 以上であることを確認する。	1年に1回	3. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1箇月に1回 ※10	当直長
4. 原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検査停止時	4. 原子炉補機冷却水系におけるRCW常用冷却水供給側分離弁 (A), RCW常用冷却水供給側分離弁 (B), RCW常用冷却水戻り側分離弁 (A), RCW常用冷却水戻り側分離弁 (B), RCW代替冷却水不要負荷分離弁 (A), およびRCW代替冷却水不要負荷分離弁 (B) が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。		当直長

【女川との相違】

- ・島根は 65-19-1 で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。

【島根固有】

- ・島根は I 系と II 系を切り替えて常用系へ送水可能なため、1箇月に1回動作確認を行う。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。</p> <p>4. RHR熱交換器（A）冷却水出口弁、RHR熱交換器（B）冷却水出口弁、FPC熱交換器（A）冷却水出口弁およびFPC熱交換器（B）冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>5. 大容量送水車（熱交換器ユニット用）が動作可能であることを確認する。</p> <p>6. 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。</p> <p>7. 原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<p>4. 大型送水ポンプ車が動作可能であることを確認する。</p> <p>5. 移動式代替熱交換設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>6. 原子炉補機冷却水系におけるRHR熱交換器冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p> <p>※10：原子炉補機冷却水系におけるRCW常用補機冷却水入口切替弁およびRCW常用補機冷却水出口切替弁を点検のため全閉とされている場合を除く。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-19-1で説明する大量送水車と異なる大型送水ポンプ車にて当該機能に対応するため、確認事項を定める。
<p>防災課長</p>	<p>3ヶ月に1回</p>	<p>3ヶ月に1回</p>	<p>課長 (タービン)</p>
<p>発電課長</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>課長 (原子炉)</p>
<p>当直長</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>1ヶ月に1回</p>	<p>当直長</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機代替 A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替が2系列未満1系列以上の場合 A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A3. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A1. 防災課長は、残りの原子炉補機代替冷却水系が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A3. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A3. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 10日間 10日間 30日間	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉補機代替が2系列未満1系列以上の場合 A1. 課長（原子炉）および課長（タービン）は、残りの原子炉補機代替冷却系が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※11ととも に、その他の設備 ^{※12} が動作可能であることを確認する。 および A3. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 または A3. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※14} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 10日間 10日間 30日間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 高 温 停 止	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	速やかに	B1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 防災課長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	
運 起 高 温 停 止	B. 動作可能な原子炉補機冷却水系が1系列未満の場合	速やかに	B 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および B 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※11が動作可能であることを確認する。 又は B 2. 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が1系列未満の場合	
運 起 高 温 停 止	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備※13が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置※14を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備※13が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置※14を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B1. 当直長は、原子炉補機冷却水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ※9ととともに、その他の設備※10が動作可能であることを確認する。 および B2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備※13が動作可能であることを確認する。 または B2. 2. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、代替措置※14を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B3. 課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	備考
運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 発電課長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および C2. 発電課長は、原子炉補機冷却水系B系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および C3. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のA系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C 1. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および C 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	C. 原子炉補機冷却水系のI系と共用する配管または弁が動作不能の場合	C1. 当直長は、原子炉補機冷却水系のII系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※11} とともに、その他の設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。 および C2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	【女川との相違】 ・島根は原子炉補機冷却系のI系を残留熱代替除去系と共用しないため、当該記載は不要
運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D1. 発電課長は、原子炉補機冷却水系A系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および D2. 発電課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のB系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D 1. 当直長は、代替循環冷却系を動作不能とみなす。 および D 2. 当直長は、原子炉補機冷却水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※9} とともに、その他の設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および D 3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	運転 起動 高温停止	D. 原子炉補機冷却水系のII系と共用する配管または弁が動作不能の場合	D1. 当直長は、残留熱代替除去系を動作不能とみなす。 および D2. 当直長は、原子炉補機冷却水系のI系を起動し、動作可能であることを確認する ^{※11} とともに、その他の設備 ^{※15} が動作可能であることを確認する。 および D3. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	速やかに 10日間	【女川との相違】 ・島根は原子炉補機冷却系のII系を残留熱代替除去系と共用しているため、動作不能とみなす。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運転 起動 高温停止	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E. 条件 A, B, C 又は D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、高温停止にする。 及び E 2. 当直長は、冷温停止にする。	E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、高温停止にする。 および E2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が 2 系列未満の場合 または 原子炉補機冷却水系と共用する配管または弁が動作不能の場合 または A2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A. 動作可能な代替原子炉補機冷却系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 又は A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 または A2. 2. 防災課長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 又は A 2. 2. 当直長は、代替措置 ^{※12} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	A. 動作可能な原子炉補機代替冷却水系が 2 系列未満の場合 又は 原子炉補機冷却水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合 又は A2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 または 原子炉補機冷却水系 と共用する配管または弁が動作不能の場合	A1. 当直長、課長（原子炉）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 1. 課長（タービン）は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 または 原子炉補機冷却水系 と共用する配管または弁が動作不能の場合	速やかに 速やかに 速やかに
※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（A 系および B 系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：大容量送水ポンプ（タイプ I）にて原子炉補機冷却水系の淡水側に海水直接通水を行う除熱をいう。	※9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：残りの原子炉補機冷却水系 2 系列、原子炉補機冷却海水系 3 系列及び非常用ディーゼル発電機 3 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※11：大容量送水車（熱交換器ユニット用）又は代替原子炉補機冷却海水ポンプ（移動式変圧器を含む）にて海水直接通水を行う除熱をいう。	※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※12：残りの原子炉補機冷却水系 1 系列、原子炉補機冷却海水系 2 系列および非常用ディーゼル発電機 2 台（高圧炉心スプレイスプレーゼル発電機を除く）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※13：大型送水ポンプにて海水直接通水を行う除熱をいう。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>熱をいう。</p> <p>※12：代替品の補充等。</p> <p>※13：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機冷却海水系2系列及び非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※14：代替品の補充等。</p> <p>※15：原子炉補機冷却水系に接続する原子炉補機海水系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（<u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く</u>）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

表 6.6-1-1	表 6.6-1-1	表 6.5-1-1	表 6.5-1-1																																																
<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>948m³</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>622m³</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> </table> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。	設備	所要値	復水貯蔵タンク	948m ³	復水貯蔵タンク	622m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.6-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>1. 2. 7 m</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>4. 4 m</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1	設備	所要値	復水貯蔵槽	1. 2. 7 m	復水貯蔵槽	4. 4 m	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>島根原子力発電所 2号炉</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>6.5-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>660m³</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>520m³</td> </tr> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </table> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること	設備	所要値	低圧原子炉代替注水槽	660m ³	低圧原子炉代替注水槽	520m ³	項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長	<p>TS-25 65-1-1-1 重大事故等収束のための水源</p> <p>・TS-77 低圧原子炉代替注水槽水量の維持管理について参照</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、低圧原子炉代替注水槽を水源とした手順の運転確認時の移送先は、水源である低圧原子炉代替注水槽となり、除外規定の記載は不要
項目	運転上の制限																																																		
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。																																																		
設備	所要値																																																		
復水貯蔵タンク	948m ³																																																		
復水貯蔵タンク	622m ³																																																		
項目	頻度	担当																																																	
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。	24時間に1回	発電課長																																																	
項目	運転上の制限																																																		
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1																																																		
設備	所要値																																																		
復水貯蔵槽	1. 2. 7 m																																																		
復水貯蔵槽	4. 4 m																																																		
項目	頻度	担当																																																	
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長																																																	
項目	運転上の制限																																																		
重大事故等収束のための水源	低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値以上であること																																																		
設備	所要値																																																		
低圧原子炉代替注水槽	660m ³																																																		
低圧原子炉代替注水槽	520m ³																																																		
項目	頻度	担当																																																	
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※2において、低圧原子炉代替注水槽の水量を確認する。	24時間に1回	当直長																																																	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根発電所（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サブレットシヨンプール水位が第46条を満足していることを確認する。 および A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合 及び A 2. 当直長は、サブレットシヨンプールを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A 4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。	A 1. 当直長は、サブレットシヨンプール水位が規定値以上であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、サブレットシヨンプールを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 及び A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 及び A 4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	速やかに 3日間 30日間 24時間 36時間	運転 起動 高温停止	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合 および A2. 当直長は、サブレットシヨンプールを水源とした非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A3. 課長（原子炉）は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	速やかに 3日間 30日間 24時間 36時間		
冷温停止 燃料交換 ^{※5}	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合 および A2. 発電課長は、第40条	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、第40条	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※5}	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合 及び A 2. 当直長は、第40条	A 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、第40条	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ^{※6}	A. 低圧原子炉代替注水槽の水量が所要値を満足していない場合 および A2. 当直長は、第40条	速やかに 速やかに		【島根固有】 ・島根では、要求される措置に記載する非常用炉心冷却系について、自動減圧系を含まないことを明記【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、LOCA時の原子炉水位回復として非常用炉心冷却系3系列（高圧炉心スプレイス、低圧注水系3系列のうちのいずれか3系列）以上が必要であることから、要求される措置として確認するサブレーションチェンバを水源とした非常用炉心冷却系の系列数を3系列としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>で要求されるサブレッ ションエンバを水源 とした非常用炉心冷却 系について1系列を起 動し、動作可能であるこ とを確認する※³ととも に、残りの非常用炉心冷 却系が動作可能である ことを確認する※⁶。</p> <p>および A3. 防災課長は、当該機能 と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※⁴が 動作可能であることを 確認する。</p>	<p>で要求されるサブレッ ションプールを水源と した非常用炉心冷却系 について1系列を起動 し、動作可能であること を確認する※³ととも に、残りの非常用炉心冷 却系が動作可能である ことを確認する※⁶。</p> <p>及び A3. 当直長は、当該機能 と同等な機能を持つ重 大事故等対処設備※⁴が 動作可能であることを 確認する。</p>	<p>に で要求されるサブレ ーションエンバを 水源とした非常用炉 心冷却系（自動減圧 系を除く）について 1系列を起動し、動 作可能であることを 確認する※³ととも に、残りの非常用炉 心冷却系（自動減圧 系を除く）が動作可 能であることを確認 する※⁶。</p> <p>および A3. 課長（原子炉）は、 当該機能と同等な機 能を持つ重大事故等 対処設備※⁴が動作可 能であることを確認 する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根では、要求され る措置に記載する非 常用炉心冷却系につ いて、自動減圧系を 含まないことを明記
<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：大容量送水ポンプ（タイプI）を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えるため、大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4：大量送水車を用いた低圧原子炉代替注水槽への移送手段をいい、速やかに低圧原子炉代替注水槽へ補給できる体制を整えるため、大量送水車を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※6：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																						
<p>66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンクへの供給設備</td> <td>淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	復水貯蔵タンク	※4	燃料補給設備	※5	<p>66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵槽への移送設備</td> <td>淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車（海水取水用）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	大容量送水車（海水取水用）	※4	復水貯蔵槽	※5	燃料補給設備	※6	<p>TS-25 65-11-1 低圧原子炉代替注水水槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧原子炉代替注水水槽への移送設備</td> <td>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：第65条（65-11-1 大量送水車）および第65条（65-11-3 海水移送設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、海水取水についても大量送水車により実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、低圧原子炉代替注水水槽は地下にあり、地上の開口部へホースを入れて水を移送するため、接続口はない。 	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大量送水車	※3	低圧原子炉代替注水水槽	※4	燃料補給設備	※5
項目	運転上の制限																																							
復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																							
復水貯蔵タンク	※4																																							
燃料補給設備	※5																																							
項目	運転上の制限																																							
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																							
大容量送水車（海水取水用）	※4																																							
復水貯蔵槽	※5																																							
燃料補給設備	※6																																							
項目	運転上の制限																																							
低圧原子炉代替注水水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																							
設備	所要数																																							
大量送水車	※3																																							
低圧原子炉代替注水水槽	※4																																							
燃料補給設備	※5																																							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉			
(2) 確認事項				(2) 確認事項				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	
(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合 A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	A1. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6-1-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの移送設備が動作不能の場合 A2. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	A1. 当直長は、復水貯蔵水位が6-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間	冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	A. 低圧原子炉代替注水槽への移送設備が動作不能の場合 A2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
および	A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。	速やかに	および A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。	速やかに	および A2. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水槽水量が690m ³ 以上となるように補給する、または当直長は、690m ³ 以上であることを確認する。	
および	A3. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	及び A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	および A3. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	
<p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		<p>※7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		<p>※6：代替品の補充等をいう。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表66-1-3 計装設備</p> <p>66-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器隔離時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3	<p>表65-1-3 計装設備</p> <p>65-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要パラメータ</td> <td>1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3</td> </tr> <tr> <td>代替パラメータ</td> <td>主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。</p> <p>なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。</p>	項目	運転上の制限	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3	代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3	<p>TS-25 65-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ</p> <p>TS-26 重大事故等対処設備に関わるサーベイランスの実施方法および確認について</p>
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3													
項目	運転上の制限													
主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること ※1※3													
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること ※1※2※3													

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
1. 原子炉圧力容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	推定方法
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力容器温度(SA)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	原子炉圧力	原子炉圧力から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定すること、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	原子炉圧力から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定すること、原子炉圧力より飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	原子炉圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	原子炉圧力(SA)	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。	②原子炉圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力(SA)	原子炉圧力	原子炉圧力(SA)	原子炉圧力	原子炉圧力(SA)	原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力
	原子炉水位	原子炉水位(広帯域)	原子炉水位(広帯域)	原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(燃料域)	原子炉水位(SA)	原子炉水位(広帯域)	②原子炉水位(広帯域)	原子炉水位(広帯域)
残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。
	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系熱交換器入口温度	③残留熱除去系熱交換器入口温度	残留熱除去系が運転状態であれば、残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。									
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合									
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。									
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合									
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。									
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合									
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									
【女川との相違】									
・女川は、島根および柏崎の「原子炉水位(SA)」に対して、計測範囲の異なる2つパラメータ「原子炉水位(SA広帯域)および原子炉水位(SA燃料域)」を設定している。以下、同じ差異理由は記載を省略。									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
2. 原子炉圧力容器内の圧力		2. 原子炉圧力容器内の圧力		2. 原子炉圧力容器内の圧力		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素	要 素	推定方法
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合は、他チヤンネルにより推定する。
		②原子炉圧力 (SA)	②原子炉圧力 (SA)	②原子炉圧力 (SA)	②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (SA) により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度 A 広帯域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。
		②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。
		②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。
		②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。
		②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力 (SA)	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	①主要パラメータ の他チヤンネル	原子炉圧力により推定する。
		②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。
		③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度/圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。

【女川との相違】
 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
3. 原子炉圧力容器内の水位			3. 原子炉圧力容器内の水位			3. 原子炉圧力容器内の水位			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ 要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ 要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ 要素 推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	① 主要パラメータ の他チャネル は、他チャネル により推定する。 ② 原子炉水位 (S A 広帯域) 原子炉水位 (SA 広帯域) により推 定する。 ③ 高圧代替注水系 ポンプ出口流量 ③ 残留熱除去系洗 浄ライン流量 (残留熱除去系 ヘッドスプレイ ライン洗浄流 量) ③ 残留熱除去系洗 浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷 却ライン洗浄流 量) ③ 直流駆動低圧注 水系ポンプ出口 流量 ③ 代替循環冷却ポ ンプ出口流量 ③ 原子炉隔離時冷 却系ポンプ出口 流量	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	① 主要パラメータ の他チャネル は、他チャネル により推定する。 ② 原子炉水位 (SA) により推定する。 ③ 高圧代替注水系 系統流量 ③ 復水補給水系流 量 (RHR A 系代替 注水量) ③ 復水補給水系流 量 (RHR B 系代替 注水量)	① 主要パラメータ の他チャネル は、他チャネル により推定する。 ② 原子炉水位 (SA) により推定する。 ③ 高圧代替注水系 系統流量 ③ 復水補給水系流 量 (RHR A 系代替 注水量) ③ 復水補給水系流 量 (RHR B 系代替 注水量)	① 主要パラメータ の他チャネル は、他チャネル により推定する。 ② 原子炉水位 (S A) により推定する。 ③ 高圧原子炉代替 注水量 ③ 代替注水量 (常設) ③ 低圧原子炉代替 注水量	① 主要パラメータ の他チャネル は、他チャネル により推定する。 ② 原子炉水位 (SA) により推定する。 ③ 高圧代替注水系 系統流量 ③ 復水補給水系流 量 (RHR A 系代替 注水量) ③ 復水補給水系流 量 (RHR B 系代替 注水量)	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	③ 低圧原子炉代替 注水量 (狭帯 域用)	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） による低流量注水用 の流量計を設置 【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低 圧注水系を設置
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※5	原子炉水位 (広帯域)	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量	③ 原子炉隔離時冷 却系系統流量

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>③残留熱除去系ポ ンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p>	<p>③高圧炉心注水系 系統流量</p> <p>③残留熱除去系系 統流量</p>	<p>③高圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱除去ポン プ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量</p>	<p>・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当）</p>
<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力 （S/C）</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④サブレッション チェンバ圧力 （SA）</p>	
<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（SA）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。</p>
<p>③高圧代替注水系 ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスブレイ ライン洗浄流 量）</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧代替注水系 系統流量</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR A系代替 注水量）</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR B系代替 注水量）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧原子炉代替 注水量</p> <p>③代替注水量 （常設）</p> <p>③低圧原子炉代替 注水量</p>	
<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>却ライン洗浄流 量）</p> <p>③直流駆動低圧注 水系ポンプ出口 流量</p> <p>③代替循環冷却ポ ンプ出口流量</p> <p>③原子炉隔離時冷 却系ポンプ出口 流量</p> <p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>③残留熱除去系ポ ンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p> <p>①原子炉水位（広 帯域）</p>	<p>③原子炉隔離時冷 却系系統流量</p> <p>③高圧炉心注水系 系統流量</p> <p>③残留熱除去系系 統流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力 （S/C）</p> <p>①原子炉水位（広 帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃 料域）</p>	<p>③低圧原子炉代替 注水流量（狭帯 域用）</p> <p>③原子炉隔離時冷 却ポンプ出口流 量</p> <p>③高圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱除去ポン プ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④サブプレッショ ンチェンバ圧力 （SA）</p> <p>①原子炉水位（広 帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃 料域）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉水位（SA広帯域）と計測範囲の異なる原子炉水位（燃料域）を代替パラメータとしている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。</p> <p>② 高圧代替注水系系統流量</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR A系代替注水量）</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系系統流量</p> <p>② 高圧炉心注水系系統流量</p> <p>② 残留熱除去系系統流量</p>	<p>機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p> <p>② 高圧原子炉代替注水流 量 (常設)</p> <p>② 低圧原子炉代替注水流 量</p> <p>② 低圧原子炉代替注水流 量(狹帯 域用)</p> <p>② 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流 量</p> <p>② 高圧炉心スプレイポンプ出口流 量</p> <p>② 残留熱除去ポンプ出口流 量</p> <p>② 低圧炉心スプレイポンプ出口流 量</p> <p>② 残留熱代替除去系原子炉注水流 量</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	【女川との相違】 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）とは計測範囲の異なる原子炉水位（SA燃料域）を設置
③原子炉圧力（SA）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
③圧力抑制室圧力	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③格納容器内圧力（S/C）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③サブレッションチェンバ圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	原子炉水位（SA燃料域）					
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②代替循環冷却ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	流量					
③原子炉圧力	③原子炉圧力、原子炉圧力（S A）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力抑制室圧力を推定する。					
③原子炉圧力（S A）						
③圧力抑制室圧力						
※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素		要素	要素		要素	要素		
	推定方法	推定方法		推定方法	推定方法		推定方法	推定方法		
運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧代替注水系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	高圧代替注水系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	①復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧原子炉代替注水流	①サプレッションプール水位 (S A)	①サプレッションプール水位 (S A) の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位 (広帯域)		②原子炉水位 (広帯域)	②原子炉水位 (広帯域)			②原子炉水位 (広帯域)	②原子炉水位 (広帯域)	
運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①復水貯蔵タンク水位	原子炉隔離時冷却系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	①復水貯蔵槽 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	①サプレッションプール水位 (S A)	①サプレッションプール水位 (S A) の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位 (広帯域)		②原子炉水位 (広帯域)	②原子炉水位 (広帯域)			②原子炉水位 (広帯域)	②原子炉水位 (広帯域)	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>高圧炉心注水系統流量</p>	<p>水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位 (SA)</p>	<p>①サプレッションプール水位 (S A)</p> <p>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p>	<p>水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心スプレイポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。</p>
<p>※6：高圧代替注水系統流量および原子炉隔離時冷却系統流量について、原子炉圧力が1.04MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p> <p>※6：高圧代替注水系統流量及び原子炉隔離時冷却系統流量について、原子炉圧力が1.03MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>						
<p>・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）</p>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
		要素	推定方法			要素	推定方法				
運転 起 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位	①原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（S A広帯域） ④原子炉水位（S A燃料域）	②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（S A広帯域） ⑤原子炉水位（S A燃料域）	①復水貯蔵タンク水位	②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（S A広帯域） ⑤原子炉水位（S A燃料域）	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	直流駆動低圧注水系を 設置	【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
		②原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ④原子炉水位（S A広帯域） ⑤原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。								

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 ヘッドスプ レイライン 洗浄流量）	①復水貯蔵タンク 水位 ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 B系格納容 器冷却ライ ン洗浄流 量）	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	転 動 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
転 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	帯域用)で計測する。
残留熱除去 系ポンプ出 口流量	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	残留熱除去 系系統流量	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去ポン プ出口流量を推定 する。	
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッシ ョン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）
低圧炉心ス プレイ系ポ ンプ出口流 量	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	低圧炉心ス プレイポン プ出口流量	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉				備考	
	<p>柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）</p>					
		<p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止</p>	<p>主要パラメータ</p> <p>要素</p> <p>残留熱代替除去系原子炉注水流量</p>	<p>代替パラメータ</p> <p>要素</p> <p>①サブプレッションプール水位（S A）</p> <p>②原子炉水位（広帯域）</p> <p>②原子炉水位（燃料域）</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>推定方法</p> <p>水源であるサブプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。</p>	<p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>・記載箇所の相違（柏崎、女川の注記は上段に記載）</p>
				<p>※6：高圧原子炉代替注水流量および原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量については、原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合に適用する。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
5. 格納容器への注水量			5. 原子炉格納容器への注水量			5. 格納容器への注水量			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
運転・起動・高温停止	残熱除去系洗浄ライン流量（残熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	運転・起動・高温停止	復水補給水流量（RHR系代替注水流量）	①復水貯蔵タンク水位（SA） ②格納容器内圧力（D/W） ②格納容器内圧力（S/C） ②格納容器下部水位	運転・起動・高温停止	代替注水量（常設）	①低圧原子炉代替注水槽水位 ②ドライウエル圧力（SA） ②サブレッションチェンバ圧力（SA） ②ドライウエル水位 ②サブレッションプール水位（SA）およびペDESTアル水位	【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）および残熱代替除去系に各々流量計を設置 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルからサブレッションプールへの水の流入を考慮してサブレッションプール水位を記載 【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③ドライウエル圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力		水源である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	注水先の格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）より格納容器への注水量を推定する。		水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。				【女川との相違】 ・女川は、格納容器代替スプレイトとして残留熱除去系B系も使用する。
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根は、注水先の圧力による推定のためドライウエル圧力（SA）およびサブレーションチェンバ（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブレーションプール水位（SA）およびペDESTアル水位の変化により格納容器代替スプレイト流量を推定する。
原子炉格納容器代替スプレイト流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
代替循環冷却ポンプ出口流量	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根では、ペDESTアル代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であり水源の水位を代替パラメータとはしていない。
	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	ペDESTアル代替注水流量	
原子炉格納容器下部注水流量	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。	注水先のペDESTアル水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTアル代替注水流量を推定する。 ①ペDESTアル水位 ①ドライウエル水位	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
				ペDESTAL 代替注水流 量（狭領域 用）	①ペDESTAL水位 ①ドライウエル水 位	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱代替除去系による原子炉圧力容器および格納容器への注水に対して各々流量計を設置しているため、残留熱代替除去系原子炉注水流量を代替パラメータとしている。また、島根はポンプの出口圧力との注水特性から推定するため残留熱代替除去ポンプ出口圧力を代替パラメータとしている。
				残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	①残留熱代替除去系原子炉注水流 量 ①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	
					注水先のペDESTAL水位およびドライウエル水位の変 化によりペDESTAL代替注水流 量（狭領域用）を推 定する。	
					残留熱代替除去ポンプ出口圧力から 残留熱代替除去ポンプの注水特性を 用いて流量を推定 し、この流量から 残留熱代替除去系 原子炉注水流 量を差し引いて、残留 熱代替除去系格納 容器スプレイ流量 を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
6. 格納容器内の温度										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	
	主要パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	推定方法	
運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエルの温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度（SA）とペデスタル温度（SA）に分けており、相互に代替パラメータとして
	ドライウエルの温度	②ドライウエルの圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力よりドライウエルの温度を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (D/W) によりドライウエルの温度を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W)	ドライウエルの温度 (SA)	③ドライウエルの圧力 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力 (SA) によりドライウエルの温度を推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度（SA）とペデスタル温度（SA）に分けており、相互に代替パラメータとして
運転起動高温停止		③圧力抑制室圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエルの温度を推定する。	③格納容器内圧力 (S/C)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力 (S/C) によりドライウエルの温度を推定する。		ペデスタル温度 (SA)	④サブプレッションチェンバ圧力 (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッションチェンバ圧力 (SA) によりドライウエルの温度 (SA) を推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度
							ペデスタル温度 (SA)	①主要パラメータの他のチャンネル	ペデスタル温度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度
								②ドライウエルの温度 (SA)	ドライウエルの温度 (SA) により推定する。	【島根固有】 ・島根は、ドライウエルの内気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③ドライウエール圧力(SA)</p> <p>④サブプレッショントラップ圧力(SA)</p>	<p>飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエール圧力(SA)によりペデスタル温度(SA)を推定する。</p> <p>飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッショントラップ圧力(SA)によりペデスタル温度(SA)を推定する。</p>
		<p>ペデスタル水温度(SA)</p>	<p>①主要パラメータの他チャネル</p> <p>ペデスタル水温度(SA)の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。</p> <p>【島根固有】 ・島根は、ペデスタル水温度を計測する。</p>
		<p>サブプレッショントラップ水温度</p> <p>①主要パラメータの他検出器</p> <p>②サブプレッショントラップ水温度</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>サブプレッショントラップ水温度(SA)の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。</p> <p>サブプレッショントラップ水温度(SA)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p> <p>飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッショントラップ圧力(SA)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p>
		<p>圧力抑制室内空気温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。</p> <p>サブプレッショントラップ水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。</p> <p>飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度を推定する。</p>	
		<p>サブプレッショントラップ水温度</p> <p>②サブプレッショントラップ水温度</p> <p>③圧力抑制室圧力</p>	<p>サブプレッショントラップ水温度(SA)の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。</p> <p>サブプレッショントラップ水温度(SA)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p> <p>飽和温度/圧力の関係を利用してサブプレッショントラップ圧力(SA)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p>
		<p>サブプレッショントラップ水温度</p> <p>①サブプレッショントラップ水温度</p> <p>②格納容器内圧力(S/C)</p>	<p>サブプレッショントラップ水温度(SA)の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。</p> <p>サブプレッショントラップ水温度(SA)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p> <p>飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりサブプレッショントラップ水温度(SA)を推定する。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文献載の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
原子炉格納容器下部温度	①主要パラメータ の他の検出器	監視可能であればサブレーション・チェンバ氣體温度（常用計器）により、温度を推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、サブレーション・チェンバ氣體温度が1チャンネルであり常用計器を代替パラメータに記載
サブレーション インプール 水温度	①主要パラメータ の他のチャンネル サブレーション インプール 水温度（SA）	サブレーション・チェンバ・プールの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①サブレーション インプール水温度（SA）を推定する。
圧力抑制室内空気温度	圧力抑制室内空気温度によりサブレーションインプール水温度を推定する。	サブレーション・チェンバ氣體温度によりサブレーションインプール水温度を推定する。	②サブレーション インプール水温度（SA）
原子炉格納容器下部温度	①主要パラメータ の他のチャンネル	サブレーション・チェンバ氣體温度によりサブレーションインプール水温度を推定する。	②サブレーション インプール水温度（SA）を推定する。
			【女川との相違】 ・女川は、原子炉格納容器下部温度を設置

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
7. 格納容器内の圧力			7. 原子炉格納容器内の圧力			7. 格納容器内の圧力					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		主要要素	推定方法		
		要素	推定方法			要素	推定方法				
運転 起 高温停止	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	①主要パラメータ の他 他チャネル	ドライウエル圧力 (SA) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。		
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。			②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度により格納容器内圧力 (D/W) を推定する。			②サブプレッション チェンバ圧力 (SA)	サブプレッションチェンバ圧力 (SA) により推定する。
		③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。			③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。			③ドライウエル温度 (SA)、ペDEST (SA)	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度 (SA)、ペDESTよりドライウエル圧力 (SA) を推定する。
運転 起 高温停止	圧力抑制室圧力	①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。	①主要パラメータ の他 他チャネル	サブプレッションチェンバ圧力 (SA) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。		
		②ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。			②ドライウエル圧力 (SA)	ドライウエル圧力 (SA) により推定する。				

【島根固有】

・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。
 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)

【島根固有】

・島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称をドライウエル温度 (SA) とペDESTアル温度 (SA) に分けている。

【島根固有】

・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。
 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。	②サブプレッショ ン・チエンバ気 体温度	飽和温度／圧力の関係を利用してサブプレッジョン・チエンバ気体温度により格納容器内圧力（S/C）を推定する。	③サブプレッジョン チエンバ温度（S A）	飽和温度／圧力の関係を利用してサブプレッジョンチエンバ温度（SA）によりサブプレッジョンチエンバ圧力（SA）を推定する。
	③〔圧力抑制室圧力〕	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。	③〔格納容器内圧力（S/C）〕	監視可能であれば格納容器内圧力（S/C）（常用計器）により、圧力を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
8. 格納容器内の水位			8. 原子炉格納容器内の水位			8. 格納容器内の水位			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ドライウェルからサブレッシュヨンプールへ水が流入することを踏まえて代替パラメータを選定。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、外部水源を使用したドライウェルへ注水する各系統に各々流量計を設置し、動作状況にある流量によりドライウェル水位を推定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、炉型のドライウェル水位に相当する設備がない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川はドライウェル水位を下段に記載）
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止	ドライウェル ル水位	①サブレッシュヨンプール水位（SA） ②代替注水流量（常設） ②低圧原子炉代替注水流量 ②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ②格納容器代替スプレイ流量 ②ペデスタル代替注水流量 ②ペデスタル代替注水流量（狭帯域用） ③低圧原子炉代替注水槽水位	格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウェル水位計の監視が不可能となった場合は、サブレッシュヨンプール水位（SA）により推定する。 機器動作状態にある流量により、ドライウェル水位を推定する。
運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、ドライウェル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
						【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイス系（常設）および格納容器代替スプレイス系（可搬型）に各々流量計を設置する。
①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	①復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）	復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）の注水量により、サブレーション・チェンバ・プールの水位を推定する。			
②残留熱除去系洗浄ライン流量	残留熱除去系洗浄ライン流量	①低圧原子炉代替注水量				
②残留熱除去系洗浄ライン流量	残留熱除去系洗浄ライン流量	①低圧原子炉代替注水量（狭帯域用）				
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量					
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量					
②高圧炉心スプレイスポンプ出口流量	高圧炉心スプレイスポンプ出口流量					
②原子炉格納容器代替スプレイス流量	原子炉格納容器代替スプレイス流量					
②原子炉格納容器下部注水量	原子炉格納容器下部注水量					
						【柏崎との相違】 ・柏崎は、外部水源による格納容器代替スプレイスの流量のみ代替パラメータとしている。島根および女川は、外部水源による格納容器代替スプレイスに加えて、原子炉圧力容器からサブレーションプールに水が流入することを考慮して代替パラメータを設定している。
						【島根固有】 ・島根は、ペデスタル代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
	③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブレーション・チェンバ・プールの水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②低圧原子炉代替注水水位	水源である低圧原子炉代替注水水位の水量変化により、サブレーション・チェンバ・プールの水位 (S/A) を推定する。なお、低圧原子炉代替注水水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎は、圧力計2か所の差圧から水位を推定
			③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	差圧によりサブレーション・チェンバ・プールの水位を推定する。	③ [サブレーション・プール水位]	監視可能であればサブレーション・プール水位 (常用計器) により、水位を推定する。	
	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	ペデスタル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
原子炉格納容器下部水位	②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量) ②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉格納容器代替スプレイン流量、代	格納容器下部水位	復水補給水系流量 (格納容器下部注水量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。	②代替注水流量 (常設)	代替注水流量 (常設)、格納容器代替スプレイン流量、ペデスタル代替注水流量により、ペデスタル水位を推定する。	【島根固有】 ・ 島根は、ペデスタル代替注水系 (常設) およびペデスタル代替注水系 (可搬型) に各々流量計を設置する。 【島根固有】 ・ 島根は、格納容器代替スプレイン系 (可搬型) により注水した

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①原子炉格納容器 ②原子炉格納容器 下部注水流量	①原子炉格納容器 下部注水流量 ②原子炉格納容器 下部注水流量	②復水補給水系流 量（格納容器下 部注水流量）	②復水貯蔵タンク 水位（SA）	②格納容器代替スプ レイ流量	②ペデスタル代替注 水流量	水が格納容器下部に 流入することを考慮 して代替パラメータ を設定
②原子炉格納容器 下部注水流量	②原子炉格納容器 下部注水流量	②復水貯蔵タンク 水位	③復水貯蔵タンク 水位	③低圧原子炉代替注 水流量	③低圧原子炉代替注 水流量	
②原子炉格納容器 下部注水流量	②原子炉格納容器 下部注水流量	②復水貯蔵タンク 水位	③復水貯蔵タンク 水位	③低圧原子炉代替注 水流量	③低圧原子炉代替注 水流量	【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島 根はドライウエル水 位を上段に記載）
②原子炉格納容器 下部注水流量	②原子炉格納容器 下部注水流量	②復水貯蔵タンク 水位	③復水貯蔵タンク 水位	③低圧原子炉代替注 水流量	③低圧原子炉代替注 水流量	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
代替スプレイ流量	子炉格納容器下部注水流量によりドリドライウェル水位を推定する。							
②代替循環冷却ポンプ出口流量								
②原子炉格納容器下部注水流量								
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の變化量により、ドリウェル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
9. 格納容器内の水素濃度			9. 原子炉格納容器内の水素濃度			9. 格納容器内の水素濃度					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ	
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (SA)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器水素濃度 (B系)	① 格納容器水素濃度 (SA)	格納容器水素濃度 (SA) により推定する。	格納容器水素濃度 (A系) により推定可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。
		② 格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。			② 格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。				
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (SA)	① 主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器水素濃度 (B系)	① 格納容器水素濃度 (B系)	格納容器水素濃度 (B系) により推定する。	格納容器水素濃度 (A系) により推定可能であれば格納容器水素濃度 (A系) (常用計器) により、水素濃度を推定する。
		② 格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。			② 格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。				

【島根固有】
 ・島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載

【女川との相違】
 ・記載箇所の相違（女川の格納容器内雰囲気水素濃度に相当）

【島根固有】
 ・島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃 度(S/C)の1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャネルにより推 定する。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内雰囲気 水素濃度	格納容器内雰囲気 水素濃度により推 定する。								
格納容器内 雰囲気水素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気 水素濃度の1チャ ンネルが故障した 場合は、他チャン ネルにより推定す る。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内水素 濃度(D/W) ②格納容器内水素 濃度(S/C)	格納容器内水素濃 度(D/W)およ び格納容器内水素 濃度(S/C)に より推定する。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
10. 格納容器内の放射線量率											
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法
	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)
運転 起 高温停止	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。
	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	監視可能であれば、エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根要前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
11. 未臨界の維持または監視										
11.1. 未臨界の維持または監視			11.1. 未臨界の維持または監視			11.1. 未臨界の維持または監視				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	備考
起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換 ※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系]	起動領域モニタ 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換 ※ ⁹	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
起動 ※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換 ※ ⁹	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系]	起動領域モニタ 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 ③ [制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動 ※ ⁸ 高温停止 低温停止 燃料交換 ※ ⁹	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタ ①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 運 起	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	中性子源領域計装、中間領域計装により推定する。	
	③〔制御棒位置指示系〕	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	③〔制御棒操作監視系〕	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	
運 起	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	中性子源領域計装により推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	中間領域計装により推定する。	
	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	③平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装により推定する。	

※8：中性子源領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：計数領域の場合に適用する。

※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：中間領域計装がレンジ2以下である場合。

※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
12. 最終ヒートシンクの確保									
(1) 代替循環冷却系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転起動高温停止	残留熱除去系熱交換器入口温度	① 主要パラメータの他の検出器	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① 主要パラメータの他のチェンネル	サプレッション・チェンバ・プールの水温度 サプレッション・チェンバ・プールの水温度を推定する。	運転起動高温停止	残留熱除去系熱交換器出口温度	① 主要パラメータの他のチェンネル	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)
		② 圧力抑制室内空気温度	② 圧力抑制室内空気温度により推定する。	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)			② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A) を推定する。	
運転起動高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉圧力容器への注水）	① 圧力抑制室水位	① サプレッション・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度により推定する。	運転起動高温停止	残留熱代替除去系原子炉注水流量	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A) により推定する。
		② 原子炉水位（広帯域）	② 原子炉水位（燃料域）	② 原子炉水位 (SA)	② 原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。			② 原子炉水位 (SA) の変化により注水量を推定する。	
運転起動高温停止	注水先の原子炉水位の変化量	① 圧力抑制室水位	① 原子炉水位 (広帯域)	① 原子炉水位 (燃料域)	① 原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の変化量	注水先の原子炉水位	① 原子炉水位 (広帯域)	① 原子炉水位 (燃料域)
		② 原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉水位 (SA)	② 原子炉水位 (SA)	② 原子炉水位 (SA)			② 原子炉水位 (SA)	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p> <p>③残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>②原子炉圧力容器温度</p>	<p>④原子炉圧力容器温度（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）</p> <p>①復水補給水系下部注水流量</p> <p>①復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>①残留熱代替除去系原子炉注水流量</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、島根では「残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量」に含まれる。
<p>代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）</p>	<p>原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。</p>	<p>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は注水先の水位変化により推定
	<p>③原子炉圧力容器温度</p>	<p>原子炉圧力容器温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	
	<p>原子炉格納容器下部水位、ドラウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>①原子炉格納容器下部水位</p> <p>①ドラウエル水位</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p> <p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールの水温度</p> <p>② ドライウエル雰囲気温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ気体温度</p> <p>① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力（S/C）</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p> <p>② 格納容器下部水位</p> <p>サプレッション・チェンバ・プール水温度、ドライウエル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>復水移送ポンプの注水特性から推定した総流量より、原子炉格納容器下部への注水量を推定する。</p> <p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。</p>	<p>② サプレッション・プール水温度（S/A）、ドライウエル温度（SA）、サプレッションチェンバ温度（SA）により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② サプレッション・チェンバ温度（S/A）</p> <p>② サプレッション・チェンバ温度（S/A）</p> <p>② サプレッション・チェンバ温度（S/A）</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、格納容器圧力も代替パラメータとして記載 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、復水移送ポンプによる格納容器下部流量計を個別に設置している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
(2) 原子炉格納容器フィルタベント系				(2) 格納容器圧力逃がし装置				(2) 格納容器フィルタベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ			
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法		
運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	スクラバ容器水位	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載	
	フィルタ装置置入口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。		【女川との相違】 ・女川は、フィルタ装置の出口圧力を設置
	フィルタ装置置出口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。						スクラバ容器温度	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	第1ベント フィルタ出 口放射線モ ニタ（高レ ジ・低レ ジ）	①主要パラメータ の他チャンネル	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、可搬型設備の予備を代替パラメータに設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、重大事故等対処設備としても使用する格納容器水素濃度（B系）を代替パラメータとして設定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度（SA）」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川は、同様の計測装置を使用していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川では、pH計は自主対策設備
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル		①主要パラメータ の予備	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①格納容器内水素濃度（D/W） ②格納容器内水素濃度（S/C）	格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度（D/W）または格納容器内水素濃度（S/C）により推定する。	②格納容器内水素濃度（SA）	第1ベント フィルタ出 口水素濃度	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置金属フィルタ差圧	①主要パラメータ の他チャンネル			
フィルタ装置出口放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置水位	①フィルタ装置水位			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 耐圧強化ベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	【島根固有】 ・島根では、耐圧強化 ベントは自主対策設 備
	要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント 系放射線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	耐圧強化ベント系 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チャンネルにより推 定する。	
運転 起動 高温停止				原子炉格納容器内 の水素ガスが耐圧 強化ベント系の配 管内を通過するこ とから、格納容器 内水素濃度（SA） により推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条項構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(4) 残留熱除去系			(4) 残留熱除去系			(3) 残留熱除去系			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	推定方法		要素	推定方法		要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度およびサブプレッションプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバプール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系 交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度(SA)、サブプレッションプール水温度(SA)により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	【島根固有】 ・島根は、原子炉補機冷却系に系統流量を計測する装置を設置していない。
	残留熱除去系 交換器出口温度	②原子炉補機冷却系系統流量および残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。		残留熱除去系 交換器出口温度	②原子炉補機冷却系系統流量		②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位 制室水位の変化量により注水量を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系 系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出力	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系 ポンプ出口流量	①残留熱除去系ポンプ出口流量	【女川との相違】 ・女川は、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	残留熱除去系 ポンプ出口流量	②残留熱除去系ポンプ出口圧力		残留熱除去系 系統流量	①残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。		残留熱除去系 ポンプ出口流量	①残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案字の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13. 格納容器バイパスの監視						
(1) 原子炉圧力容器内の状態						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	主要パラメータ	主要パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	
	要素	要素	要素	状態	要素	
代替パラメータ	推定方法	推定方法	推定方法	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	推定方法	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル		①主要パラメータ の他チャンネル	
原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）
	②原子炉水位（SA）	②原子炉水位（SA）	②原子炉水位（SA）		②原子炉水位（SA）	
原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）
	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル		①主要パラメータ の他チャンネル	
原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）
	②原子炉水位（SA）	②原子炉水位（SA）	②原子炉水位（SA）		②原子炉水位（SA）	
原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）
	①原子炉水位（SA）	①原子炉水位（SA）	①原子炉水位（SA）		①原子炉水位（SA）	
原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）
	①原子炉水位（燃料域）	①原子炉水位（燃料域）	①原子炉水位（燃料域）		①原子炉水位（燃料域）	
原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）
	②原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA）		②原子炉圧力（SA）	
原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力	原子炉圧力
	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル	①主要パラメータ の他チャンネル		①主要パラメータ の他チャンネル	
原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）
	②原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力（SA）		②原子炉圧力（SA）	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度（SA）	
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力により推定する。	③原子炉圧力容器温度（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	②原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度（SA）	
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力により推定する。	③原子炉圧力容器温度（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	②原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力容器温度（SA）	
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力	③原子炉水位（SA）	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力により推定する。	③原子炉圧力容器温度（SA）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力（SA）	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	②原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
②原子炉圧力	原子炉圧力（SA）	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	②原子炉水位（燃料域）	原子炉圧力により推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(2) 格納容器内の状態			(2) 原子炉格納容器内の状態			(2) 格納容器内の状態			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	
運転 起動 高温停止	ドライウエル温度	① 主要パラメータの他の検出器の検出器により推定する。	運転 起動 高温停止	ドライウエル 雰囲気温度	① 主要パラメータの他の検出器の検出器により推定する。	運転 起動 高温停止	ドライウエル温度 (S/A)	① 主要パラメータの他の検出器の検出器により推定する。	【島根固有】 島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータとして使用する。女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。（下段に記載）
		② ドライウエル圧力			② 格納容器内圧力 (D/W) によりドライウエル雰囲気温度を推定する。			② ドライウエル圧力 (S/A) によりドライウエル温度 (S/A) を推定する。	
		③ [ドライウエル圧力]			③ [格納容器圧力 (D/W)]			③ ドライウエル温度 (S/A) によりドライウエル圧力 (S/A) を推定する。	
運転 起動 高温停止	ドライウエル圧力	① 圧力抑制室圧力より推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	① 格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	運転 起動 高温停止	ドライウエル圧力 (S/A)	① 主要パラメータの他チャンネル	運転 起動 高温停止
		② ドライウエル温度			② ドライウエル雰囲気温度			② サプレッション ンチェンバ圧力 (S/A) により推定する。	
		③ [ドライウエル圧力]			③ [格納容器圧力 (D/W)]			③ ドライウエル温度 (S/A) によりドライウエル圧力 (S/A) を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			【島根固有】 ・島根は、「重大事故等対策の有効性評価」の格納容器バイパスの對象選定において、低圧設計部が3弁以上の弁で隔離される高圧炉心スプレイ系注入ラインは発生頻度が低いことから評価対象外としており、高圧炉心スプレイ系は監視不要としている。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	
運転 起動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]		①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	
運転 起動 高温停止					運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA） ② [エリア放射線モニタ]	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ（有効監視パラメータ）により格納容器バイパスの発生を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
14. 水源の確保										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	【島根固有】 ・当該水源を使用する設備の違いにより代替パラメータが異なる。島根は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする系統の流量は代替注水流量（常設）で計測する。
	要素	推定方法	要素	推定方法	要素	要素	推定方法	要素	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	① 高圧代替注水ポンプ出口流量 ① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量） ① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量） ① 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ① 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ① 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量のうち、復水貯蔵タンクを水源として実際の機器動作状態にある流量 ① 原子炉格納容器下部注水流量	① 高圧代替注水系流量 ① 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	① 高圧代替注水系流量 ① 復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）	復水貯蔵槽水位（SA）	① 代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	① 代替注水流量（常設）	① 代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>② 高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力</p> <p>② 復水移送ポンプ出口圧力</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレィ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p>	<p>・ 女川は、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力も代替パラメータとして設定</p>
<p>③ 原子炉水位（広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（燃料域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 燃料域）</p>	<p>注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p> <p>② サプレッションプール水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は、サプレッションプール水位（SA）も代替パラメータとして設定</p>
	<p>注水先の原子炉水位の水位変化により復水貯蔵タンク水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>	<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>	<p>低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力から低圧原子炉代替注水ポンプが正常に動作していることを把握すること</p>
	<p>復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>② 復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>復水移送ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考															
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ [復水貯蔵槽水 位]</td> <td></td> </tr> </table> <p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲ ートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉 の場合</p>						監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。		③ [復水貯蔵槽水 位]		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。</td> </tr> </table>			とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、常用計器を 代替パラメータとし て設定。 <p>・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）</p>
		監視可能であれば 復水貯蔵槽水位 （常用計器）によ り、水位を推定す る。																
	③ [復水貯蔵槽水 位]																	
		とにより、水源で ある低圧原子炉代 替注水槽水位が確 保されていること を推定する。																

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		
	主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素	
運転 起動 高温停止	圧力抑制室 水位	①主要パラメータ の他チャンネル	①圧力抑制室水位の 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 サブレシジョン・チェンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起動 高温停止	サブレシジョン・チェンバ・プール水位	①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【島根固有】 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレシジョン・チェンバのプール水を水源として使用する。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定 【女川との相違】 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定 【島根固有】 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサブレシジョン・チェンバを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。
		①主要パラメータの他チャンネル							
運転 起動 高温停止	圧力抑制室 水位	①主要パラメータの他チャンネル	①圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 サブレシジョン・チェンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起動 高温停止	サブレシジョン・チェンバ・プール水位	①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	①高圧原子炉代替注水流量 ①原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ①高圧炉心スプレイポンプ出口流量	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【島根固有】 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレシジョン・チェンバのプール水を水源として使用する。 【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定 【女川との相違】 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定 【島根固有】 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサブレシジョン・チェンバを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。
		①主要パラメータの他チャンネル	①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ①復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サブレーションチエンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源であることを把握する。</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p>	<p>復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。</p> <p>②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力</p> <p>③ [サブレーション・チェンバ・プール水位]</p>	<p>原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱代替除去ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーションポンプ出口圧力が確保されていることを推定する。</p> <p>②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p> <p>③ [サブレーション・プール水位]</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレーションプールを水源として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、復水移送ポンプも当該水源を使用
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>・記載箇所の相違（柏崎は注記を上段に記載）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
15. 原子炉建屋内の水素濃度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。 ②静的触媒式水素 再結合装置動作監 視装置※14	原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。 ②静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。
※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合						
※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。						
15. 原子炉建屋内の水素濃度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※14	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※14	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。 ②静的触媒式水素 再結合装置動作監 視装置※14	原子炉建屋水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。 ②静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。
※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合						
※14：「65条（65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視）」において運転上の制限等を定める。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
16. 格納容器内の酸素濃度										
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ			主要パラメータ	格納容器内の酸素濃度	主要パラメータ	代替パラメータ		
		要素	要素	推定方法				要素	推定方法	
運転・起動・高温停止	格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。			格納容器内酸素濃度	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①格納容器酸素濃度(SA)により推定する。		【島根固有】 島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 【島根固有】 島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。
		格納容器内酸素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。						格納容器内酸素濃度(SA)により推定する。		
運転・起動・高温停止	格納容器内酸素濃度	②格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。			格納容器内酸素濃度	②格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。	格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。	②格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。		格納容器内酸素濃度放射線モニタ(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。
		②格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。						②格納容器内酸素濃度(D/W)または格納容器内酸素濃度放射線モニタ(S/C)にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果(解析結果)により格納容器内酸素濃度を推定する。		
運転・起動・高温停止	格納容器内酸素濃度	②ドライウエル圧力および圧力抑制室内圧力により格納容器内の圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。			格納容器内酸素濃度	②ドライウエル圧力および圧力抑制室内圧力により格納容器内の圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	②ドライウエル圧力(SA)またはサブプレッション圧力(SA)により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。		【島根固有】
		②圧力抑制室内圧力						②サブプレッション圧力(SA)により、格納容器内圧力が正圧であることを確認することで、事故後の格納容器内への空気(酸素)の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p> <p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p> <p>①格納容器酸素濃度 (B系) により推定する。</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレッションチエンバ)</p> <p>②ドライウエル圧力 (SA)</p> <p>②サブレッションチエンバ圧力 (SA)</p>	<p>・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。</p>
		<p>格納容器酸素濃度 (SA)</p>	<p>ドライウエル圧力 (SA) またはサブレッションチエンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認すること、事故後の格納容器内への空気が (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p>
		<p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p>	<p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 燃料プールの監視 ^{※15}			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	推定方法
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA領域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①燃料プール水位・温度（SA）により、燃料プール状態を監視する。	燃料プール水位・温度（SA）により、燃料プール状態を監視する。	【女川との相違】 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当） 【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【島根固有】 ・島根は、燃料プール水位（SA）により、水位・温度を推定
	②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プールの監視カメラとともに使用済燃料プールの監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。	②燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA領域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①燃料プール水位（SA）により、燃料プール状態を監視する。	燃料プール水位（SA）により、燃料プール状態を監視する。	【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プールの監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段とされている。
	②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プールの監視カメラとともに使用済燃料プールの監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		②使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。	②燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）により、放射線量／水位の関係を推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。
②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用して使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）および使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）および使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備を設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
②使用済燃料プール監視カメラ	使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
使用済燃料監視カメラ	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	<ul style="list-style-type: none"> ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	
※15：「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	※15：「65-9-3 燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ^{※16}	1箇月に1回	当直長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ^{※16}	1箇月に1回	当直長	
2. 第1ペントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	2. 第1ペントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	【島根固有】 ・島根は、第1ペントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。(記載方法はPWRを踏襲)
3. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	3. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	
※16：第1ペントフィルタ出口水素濃度を除く。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	
D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B 又は C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>表66-19 大容量送水ポンプ</p> <p>66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）</p> <p>所要数</p> <p>4台※2</p>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1	<p>表65-19 大量送水車</p> <p>65-19-1 大量送水車</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大量送水車</p> <p>所要数</p> <p>2台※3</p>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	<p>TS-25 65-19-1 大量送水車</p> <p>TS-27 大量送水車に関するLC0等について</p> <p>【島根との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-19-1-3にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッドにおよび送水ヘッドに運転上の制限を設定するため、注記※1に追記
項目	運転上の制限									
大容量送水ポンプ（タイプI）	大容量送水ポンプ（タイプI）の所要数が動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1									
<p>表66-19 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>所要数</p> <p>8台※3</p>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1	<p>表65-19 大量送水車</p> <p>65-19-1 大量送水車</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大量送水車</p> <p>所要数</p> <p>2台※3</p>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	<p>【島根との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-19-1-3にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッドにおよび送水ヘッドに運転上の制限を設定するため、注記※1に追記
項目	運転上の制限									
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1									
<p>表66-19 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>所要数</p> <p>8台※3</p>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1	<p>表65-19 大量送水車</p> <p>65-19-1 大量送水車</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大量送水車</p> <p>所要数</p> <p>2台※3</p>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	<p>【島根との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-19-1-3にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッドにおよび送水ヘッドに運転上の制限を設定するため、注記※1に追記
項目	運転上の制限									
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1									
<p>表66-19 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>66-19-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>所要数</p> <p>8台※3</p>	項目	運転上の制限	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1	<p>表65-19 大量送水車</p> <p>65-19-1 大量送水車</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>大量送水車の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <p>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※2 燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</p> <p>設備</p> <p>大量送水車</p> <p>所要数</p> <p>2台※3</p>	項目	運転上の制限	大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1	<p>【島根との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-19-1-3にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッドにおよび送水ヘッドに運転上の制限を設定するため、注記※1に追記
項目	運転上の制限									
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の所要数が動作可能であること※1									
項目	運転上の制限									
大量送水車	大量送水車の所要数が動作可能であること※1									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 機字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「66-5-1 原子炉格納容器フィルタベント系」, 「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型） ※5」, 「66-7-3 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）」, 「66-9-1 燃料プール代替注水系」, 「66-9-2 燃料プールスプレイ系※5」, 「66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備」および 「66-11-3 海水供給設備」：1台×2 【除熱設備※4】 「66-5-4 原子炉補機代替冷却水系」：1台×2</p> <p>※2：大容量送水ポンプ（タイプI）は、第1保管エリア、第2保管 エリアおよび第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	<p>・66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 4台 ・66-6-2 代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型） 4台×2 ・66-7-2 格納容器下部注水系（可搬型）4台×2</p> <p>・66-9-1 燃料プール代替注水系 4台×2 ・66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備 4台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの 開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの場合</p> <p>※3：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）は、荒浜側高台保管場所、 大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置さ れていること。</p>	<p>・第65条(65-6-2 格納容器代替スプレイ系(可搬型)) ※5 1台×2 ・第65条(65-7-2 ペDESTアル代替注水系(可搬型)) 1台×2</p> <p>・第65条(65-7-3 格納容器代替スプレイ系(可搬型)) ※5 1台×2 ・第65条(65-9-1 燃料プールスプレイ系)※5 1台 ×2 ・第65条(65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送 設備) 1台×2</p> <p>※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの 一が開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの場合 の場合</p> <p>※3：大量送水車は、第2保管エリアおよび第3保管エリアに分散配 置されていること。</p> <p>※4：ホース敷設に必要となる資機材が機能喪失した場合は、大量送 水車2台を動作不能とみなす。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根の格納容器フィ ルタベント系は、事 象発生後7日間、ス クラピング水の補給 排水設備を使用し なくとも、フィルタ 機能を維持できる設 計としているため、 大量送水車は自主対 策設備に位置付け ている <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は65-7 原子 炉格納容器下部の溶 融炉心を冷却するた めの設備としても格 納容器代替スプレイ 系を使用する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は海水補給設備 として使用する大量 送水車とは別であ り、65-11-3 にて整理している。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホース敷設に必要と なる資機材が機能喪 失した場合の要求さ れる措置について明 記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																			
<p>※3：注水用ヘッドを含む。必要数は1個×2とする。</p> <p>※4：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」と合わせて2台×2とする。</p> <p>※5：可搬型ストレーナを含む。必要数は2個×2とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「66-6-2 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）」：1個×2 ・「66-9-2 燃料プールのスプレイ系」：1個×2 	<p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（2）吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> <tr> <td>（3）吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。			（1）吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。			（2）吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンGM	（3）吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。			2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>（2）確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（1）吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（2）吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（3）吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（4）吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長(原子炉)</td> </tr> <tr> <td>（5）吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（6）吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（7）吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（8）吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m³/h/台以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車が動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長(原子炉)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 大容量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。			（1）吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。			（2）吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。			（3）吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。			（4）吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長(原子炉)	（5）吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。			（6）吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。			（7）吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。			（8）吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。			2. 大容量送水車が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長(原子炉)	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は有効性評価の成立性に用いておりタイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッドに運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記
項目	頻度	担当																																																				
1. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。																																																						
（1）吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。																																																						
（2）吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	タービンGM																																																				
（3）吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。																																																						
2. 大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																																				
項目	頻度	担当																																																				
1. 大容量送水車の性能確認を実施し、以下の8項目を全て満足することを確認する。																																																						
（1）吐出圧力が1.21MPa[gage]以上、流量が70m ³ /h/台以上。																																																						
（2）吐出圧力が1.38MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。																																																						
（3）吐出圧力が1.44MPa[gage]以上、流量が150m ³ /h/台以上。																																																						
（4）吐出圧力が1.37MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。	1年に1回	課長(原子炉)																																																				
（5）吐出圧力が1.36MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。																																																						
（6）吐出圧力が0.48MPa[gage]以上、流量が48m ³ /h/台以上。																																																						
（7）吐出圧力が1.58MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。																																																						
（8）吐出圧力が0.33MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。																																																						
2. 大容量送水車が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長(原子炉)																																																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注】 水設備および水の供給設備が2台未満の場合※6（1台以上が動作可能）	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※8が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能）	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、残留熱除去系1系列及び非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合※6（1台以上が動作可能）	A1. 課長（原子炉）は、残りの大容量送水車が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、残留熱除去系1系列および非常用ディーゼル発電機1台（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注】水設備および水の補給設備と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注】水設備および水の供給設備【1】が1台未満の場合	B1. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）、 原子炉格納容器フィルタベント系 、 原子炉格納容器代 替スプレイ冷却系（可搬型）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、復水貯蔵タンクへの供給設備および 海水供給設備 を動作不能とみなす。 および B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備【11】が動作可能であることを確認する。	B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合	B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、 格納容器圧力逃がし装置 、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、格納容器下部注水系（可搬型）及び復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備【4】が動作可能であることを確認する。 及び B 3. 当直長は、代替措置【5】を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 及び B 4. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	B. 動作可能な大容量送水車が1台未満の場合【9】	B1. 課長（原子炉）は、 <u>低圧原子炉代替注水系（可搬型）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）、ペデスタル代替注水系（可搬型）および低圧原子炉代替注水槽への移送設備を動作不能とみなす。</u> <u>および</u> B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台（ <u>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を除く。</u> ）を起動し、動作可能であることとを確認するとともに、その他の設備【10】が動作可能であることを確認する。 <u>および</u> B3. 課長（原子炉）は、代替措置【8】を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 <u>および</u> B4. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	【島根固有】 ・島根の格納容器フィルタベント系は、 事象発生後7日間 、スクラビング水の補給／排水設備を使用しなくても、フィルタ機能を維持できる設計としているため、 大量送水車は自主対策設備に位置付けており、要求される措置は不要 【女川との相違】 ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。
速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	速やかに	
3日間	3日間	3日間	3日間	3日間	3日間	
10日間	10日間	10日間	10日間	10日間	10日間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が1台未満の場合※12	C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。および C2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認する。とともに、その他の設備※11が動作可能であることを確認する。および C3. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。および C4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
				運転 起動 高温停止	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 当直長は、高温停止にする。 および C2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間

【女川との相違】

- 島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換 ※10	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能【注水設備および水の供給設備】が2台未満の場合※13（1台以上が動作可能） また、動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が2台未満の場合※7（1台以上が動作可能）	A1. 防災課長は、残りの大容量送水ポンプ（タイプI）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認すること。 および A4. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	冷温停止 燃料交換 ※11	A. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が8台未満の場合（4台以上が動作可能） A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合※6（1台以上が動作可能） A1. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、第59条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>B. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【注水設備および水の供給設備】が1台未満の場合※15</p>	<p>B1. 防災課長は、低圧代替注水系（可搬型）復水貯蔵タンクへの海水供給設備および海水供給設備を動作不能とみならず※16。 および B2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※14が動作可能であることを確認することを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>B. 動作可能な可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が4台未満の場合</p>	<p>B 1. 当直長は、低圧代替注水系（可搬型）、復水貯蔵槽への移送設備を動作不能とみなす。 及び B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 3. 当直長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、代替措置※5を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>B. 動作可能な大量送水車が1台未満の場合※9</p>	<p>B1. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）、低圧原子炉代替注水槽への移送設備を動作不能とみならず。 および B2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B3. 当直長は、第59条で要求される非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※12が動作可能であることを確認する。 および B4. 課長（原子炉）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>【女川との相違】 ・島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要 【女川との相違】 ・島根は海水補給設備として使用する大量送水車とは別であり、65-11-3にて整理している。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>C. 動作可能な大容量送水ポンプ（タイプI）【除熱設備】が1台未満の場合^{※12}</p>	<p>速やかに</p> <p>C1. 防災課長は、原子炉補機代替冷却水系を動作不能とみなす。および</p> <p>C2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および</p> <p>C3. 発電課長は、第60条で要求される非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※14}が動作可能であることを確認する。および</p> <p>C4. 防災課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は除熱設備に該当する原子炉補機代替冷却系に大量送水車は使用しないため、女川のように【注水設備および水の補給設備】と【除熱設備】それぞれ1N以上が必要という書き分けが不要 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	備考
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大容量送水ポンプ（タライブイブI）【注1】 水設備および水の供給設備が2台未満の場合※17	A1. 防災課長は、燃料プールの代替注水および燃料プール系を動作不能とみなす。 および A2. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合※6	A1. 課長（原子炉）は、燃料プールの照射された燃料を貯蔵している期間 および A2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	燃料プールの照射された燃料を貯蔵している期間	A. 動作可能な大容量送水車が2台未満の場合※6	A1. 課長（原子炉）は、燃料プールの照射された燃料を貯蔵している期間 および A2. 課長（原子炉）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 課長（原子炉）は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	【女川との相違】 ・島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッダに運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記
<p>※6：動作可能な注水ヘッダ1個以上2個未満、原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個以上2個未満またはホース延長回収車2台以上4台未満の場合を含む。</p> <p>※7：動作可能なホース延長回収車1台以上2台未満の場合を含む。</p> <p>※8：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等という。</p> <p>※10：動作可能な注水ヘッダ1個未満、原子炉格納容器代替スプレイス系（可搬型）に使用する可搬型ストレーナ1個未満またはホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p> <p>※11：残りの非常用ディーゼル発電機1台、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			<p>※4：残りの非常用ディーゼル発電機2台、原子炉補機冷却水系3系列及び原子炉補機冷却海水系3系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5：代替品の補充等という。</p> <p>※6：動作可能な可搬型ストレーナが1個以上2個未満の場合を含む。</p> <p>※7：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台（高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等という。</p> <p>※9：動作可能な可搬型ストレーナが1個未満の場合を含む。</p> <p>※10：残りの非常用ディーゼル発電機1台（高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			<p>※6：動作可能な可搬型ストレーナが1個以上2個未満の場合を含む。</p> <p>※7：残りの残留熱除去系2系列、非常用ディーゼル発電機1台（高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等という。</p> <p>※9：動作可能な可搬型ストレーナが1個未満の場合を含む。</p> <p>※10：残りの非常用ディーゼル発電機1台（高压炉心スプレイス系ディーゼル発電機を除く）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機冷却水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>			<p>【女川との相違】</p> <p>・島根は有効性評価の成立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッダに運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記</p>			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※16：低圧代替注水系統（可搬型）および復水貯蔵タンクへの供給設備について、原子炉が次の状態になった場合は除く。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※12：動作可能なホース延長回収車1台未満の場合を含む。</p> <p>※13：動作可能な注水用ヘッダ1個以上2個未満またはホース延長回収車2台以上4台未満の場合を含む。</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列および原子炉補機冷却海水系1系列または高圧炉心スプレイ系補機冷却水系および高圧炉心スプレイ系補機冷却海水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：動作可能な注水用ヘッダ1個未満またはホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p> <p>※17：動作可能な注水用ヘッダ2個未満、燃料プールのスプレイ系に使用する可搬型ストレーナ2個未満またはホース延長回収車4台未満の場合を含む。</p>	<p>※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※7：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列及び原子炉補機冷却海水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>※12：動作可能であることを確認する機器に必要な原子炉補機冷却水系1系列および原子炉補機冷却海水系1系列または高圧炉心スプレイ系補機冷却水系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は有効性評価の成り立性に用いており、タイムチャートに影響を与える資機材として、ホース展張車および送水ヘッダに運転上の制限を設定するため、(1)の注記※1に追記

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

<p>女川原子力発電所（2023.2.25 施行）</p> <p>66-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）</p> <p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="336 2053 478 2804"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="520 2053 844 2804"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>2台※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、大容量送水ポンプ（タイプII）およびホースにより送水できることをいう。 大容量送水ポンプ（タイプII）を使用する各系統の必要数は以下のとおり。 ・「66-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火」：1台※3 ・「66-11-3 海水供給設備」：1台※3 ※2：大容量送水ポンプ（タイプII）は、第1保管エリアおよび第2保管エリアに分散配置されていること。 ※3：ホース延長回収車を含む。必要数は、「66-19-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」と合わせて2台×2とする。</p> <p>（2）確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1381 2053 1927 2804"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m³/h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m³/h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m³/h/台以上、揚程が119.5m以上。</td> <td>1年に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプII）	2台※2	項目	頻度	担当	1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長	2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川が当該表で記載している機能について、島根は大量送水車と異なる設備で対応するため、当該表は不要
項目	運転上の制限																					
大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）の所要数が動作可能であること※1																					
適用される原子炉の状態	設備	所要数																				
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	大容量送水ポンプ（タイプII）	2台※2																				
項目	頻度	担当																				
1. 大容量送水ポンプ（タイプII）の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 （1）流量が600m ³ /h/台以上、揚程が117.0m以上。 （2）流量が613m ³ /h/台以上、揚程が79.4m以上。 （3）流量が1,200m ³ /h/台以上、揚程が119.5m以上。	1年に1回	防災課長																				
2. 大容量送水ポンプ（タイプII）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
ポンプ（タイプⅡ）【海水供給設備】が所要数を満足していない場合 ^{※8}	および B2. 発電課長は、サブレスインポンプ水位が第4条を満足していることを確認する。 および B3. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が66-11-1の所要値以上であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B5. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに 3日間 10日間			
C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>蔵タンクの水量が942m³以上となるように補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。 および B4. 防災課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※4：動作可能なホース延長回収車1台未満の場合を含む。 ※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等をいう。 ※8：動作可能なホース延長回収車2台未満の場合を含む。</p>			